

■ 指定出資法人 役員報酬制度の見直しにかかる対応（案）

課 題	審議会における委員意見	委員意見を踏まえた対応（案）
<p>（１）評価点数 1 点当たりの報酬額の差について （現行制度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 つの評価の視点について、1 ～ 4 点で評価。 ・ 1 点当たり 50 万円差を設定し、700 万円（3 点）～1,050 万円（10 点以上）の範囲で報酬基準を決定。 	<p>○ 1 点当たり 50 万円だと大きな変動となるため、評価において保守的になる面がある。</p>	<p>・ 評価点数を細分化し、25 万円きざみとする。（資料 6 参照）</p>
<p>（２）評価方法について （現行制度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回評価時からの変化について点検・評価を行い、評価点数を増減。 	<p>○ 前回評価からの変化だけを捉える評価方法では、評価が難しい法人がある。</p>	<p>・ これまでの評価の連続性を踏まえ、原則、前回評価からの変化に基づく点検を実施。</p> <p>・ 但し、H23.2 の報酬基準設定から一定期間を経過していることから、必要に応じて現時点の評価を加味することとする。</p>
<p>（３）代表者と他の役員の報酬額の差について （現行制度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専務・常務クラスについては代表者の報酬基準の 80～95%としている。 ① 代表者が常勤の場合 （②の場合を除く） ⇒ 代表者の 80% ② 代表者が常勤で、代表権を有する等に加え、他の役員と職責に明確な差がある場合 ⇒ 代表者の 90% ③ 代表者が非常勤の場合 ⇒ 代表者の 95% 	<p>○ 法人統合等の場合、代表者の職務内容が増加しても、他の役員の職務が増加するとは限らない。</p> <p>当該役員の職務内容が変わらないのであれば、代表者の報酬水準が上がった場合でも報酬を据え置くなどの対応が必要ではないか。</p>	<p>・ 原則として法人役員代表者の職務職責から、報酬基準を決定し、専務・常務クラスについては代表者から一定割合で引き下げた基準を適用。</p> <p>・ 但し、法人統合等に伴う報酬基準の見直しにおいて、職務・職責の変化が代表者のみにあり、専務・常務クラスの役員に影響しないと判断される場合等については、専務・常務クラスの報酬額について別途判断することとする。</p>
<p>（４）評価点数の考え方について （現行制度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 つの評価の視点について、1 ～ 4 点で評価。 <p style="font-size: 2em;">[</p> <p style="margin-left: 2em;">1 点…低い</p> <p style="margin-left: 2em;">2 点…普通</p> <p style="margin-left: 2em;">3 点…高い</p> <p style="margin-left: 2em;">4 点…特に高い</p> <p style="font-size: 2em;">]</p>	<p>○ 各点数がどのような状況になれば点数が変動するのかの基準が分かりにくい。</p>	<p>・ 評価実施時に、H23.2 の当初の報酬基準設定時から現在に至るまでの評価点数の経過及び評価の考え方について資料を提示する。</p>